

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社においては、「株主重視の経営」を行うことをコーポレート・ガバナンスの基本としております。継続的な成長で利益を生み出し企業価値を高めていくことにより、株主利益に資する考えであります。そのため、関係法令を遵守し、経営の健全性、透明性、迅速性を高めていくことが経営の最重要課題の一つと認識しております。「株主価値」の向上をめざし、常に、経営組織体制や仕組みを整備強化し、必要な施策を実行していくことが当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2④ 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

当社は、狭義の招集通知の英訳を当社ホームページにて開示しております。また、議決権電子行使プラットフォームの利用等については、今後、株主構成等を勘案し実施を検討してまいります。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、連携及び安定的な関係の維持強化が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断された上場株式を政策的に保有することがあります。個別の政策保有株式については、取締役会にて保有の意義や経済合理性等を検証し、保有継続、買い増し、売却等決定するものとしております。また、議決権行使については、当社及び保有対象企業の企業価値向上に寄与するか否かを基準として総合的に判断し、適切に対応いたします。

【補充原則2-5① 内部通報に係る体制整備】

当社は、法令違反の疑いのある行為等について直接通報する仕組みとして「コンプライアンス・ホットライン運用規程」を定め、通報窓口「コンプライアンス・ホットライン」を総務部に設置・運用しており、有効に機能していると認識しております。なお、通報者の秘匿及び通報者が通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを規定しております。

【補充原則4-1② 中期経営計画のコミットメント】

当社グループは、激しく変化する経営環境にあって、よりお客様に満足していただける商品・サービスを提供することが、グループの持続的な成長に繋がると考えており、理念やビジョンを軸に状況変化や機会を捉えて、その都度、中長期的視点を交えながら弾力的な経営を行うことを基本方針としております。

【補充原則4-1③ 最高経営責任者等の後継者計画】

当社の取締役会は、最高経営責任者(CEO)等の後継者計画について、人格・知識・経験・能力を勘案し、当社を取り巻く状況や課題の解決に対応し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するに最適と考える者を独立社外取締役を含む取締役会で選定することによりしております。

【補充原則4-2① 経営陣の報酬制度】

当社は、現在、業績連動や自社株報酬など、インセンティブによる報酬制度を導入しておりませんが、引き続き検討してまいります。

【補充原則4-3③ CEOの解任手続】

当社の取締役会は、CEOを解任するための手続を確立しておりませんが、CEOが法令及び定款に違反する行為があった場合等、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役を含む取締役会において十分な審議を尽くした上で決議いたします。

【補充原則4-10① 独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社では、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておらず、任意の独立した指名・報酬委員会等も設置しておりません。

指名・報酬等の特に重要な事項に関する検討に当たっては、独立社外取締役の高い専門知識と豊富な経験から適切な関与・助言を得ております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、現在、女性及び外国人の取締役は選任しておりませんが、取締役会は、当社業務に精通した業務執行取締役と社外における高い専門知識と豊富な知見を有する社外取締役2名を選任しており、現状、業界特性を踏まえ、適正規模にて全体としてバランスがとれていると考えております。また、社外監査役2名を選任し、取締役会として財務・会計・法務に関する十分な知見を有している者を確保しております。

【補充原則4-11③ 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社の取締役会全体の実効性の分析・評価については、取締役会の機能を向上させるという観点から、今後実施することを検討しておりますが、その具体的な評価手法も含め、詳細については引き続き検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、決算説明会等により、業績推移、収益計画や設備投資等、当社の課題に対して具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすく明確に説明を行うよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

〔原則1－7 関連当事者間の取引〕

当社は、当社の取締役との間の利益相反取引については、当該取締役を特別利害関係人として議決から除外した上で、取締役会において承認を得ることとしております。また、関連当事者との取引を適切に把握するため、全役員及び主要株主を対象に、取引の有無、金額等の調査を年1回実施しております。

〔原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮〕

当社には、企業年金基金制度はありません。従業員の福利厚生の一環として、企業型確定拠出年金制度を導入しております。

〔原則3－1 情報開示の充実〕

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

経営理念

当社グループは、「人づくりこそ企業づくり 関わりあうすべての人たちと 夢と幸せのわかちあい」を経営理念に、「住」と「食」関連の専門性を追求することで「暮らしいきいき生活企業」の実現に向け、経営戦略・計画を策定しております。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

(iii) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬の決定に関する方針と手続については、本コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任及び取締役候補の指名については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備えた者であることを選任または指名を行うに当たっての方針とし、独立社外取締役を含む取締役会において審議検討の上決定しております。

監査役候補については、当社の経営が健全に行われていることを適正に監査することができる資質を備えた者であることを指名を行うに当たっての方針とし、独立社外取締役を含む取締役会において審議検討の上、監査役会の同意を得て決定しております。

経営陣幹部が法令及び定款に違反する行為があった場合等、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役を含む取締役会において十分な審議を尽くした上で決議いたします。

(v) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

経営陣幹部及び取締役・監査役候補の選解任または指名に関しては、株主総会参考書類等において理由を開示しております。

〔補充原則4－1① 経営陣に対する委任の範囲〕

当社の取締役会は、当社の「取締役会規程」等で定めた経営に関する重要事項及び法令・定款により取締役会が決定すべきとされている事項に係る意思決定を行うこととしており、その他の事項に係る決定については、その重要性及び性質等に応じて業務執行取締役等の業務執行者に委任しております。

〔原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社は、社外取締役の独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしております。また、独立社外取締役の候補者の選定に当たっては、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者とするよう努めております。

〔補充原則4－11① 取締役会全体の知識等のバランス、多様性、規模に関する考え方〕

当社は、当会社の取締役は12名以内とすると定款に定めており、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮して取締役を選任しております。

取締役の選任に関する方針・手続につきましては、原則3－1. (iv) に記載のとおりであります。

〔補充原則4－11② 取締役・監査役の兼任状況〕

当社取締役・監査役の、他の上場会社の役員との兼任については、合理的な範囲にとどめており、その兼任の状況については株主総会招集通知、有価証券報告書で開示しております。

〔補充原則4－14② 取締役・監査役に対するトレーニング方針〕

当社は、当社の取締役及び監査役が上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることが重要であると認識しております。従って、個々の役員の資質・知識等に応じて、外部研修参加等、自己研鑽により知識の習得や更新に努めることを方針としております。

〔原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応いたします。

株主との建設的な対話を促進するため、IR担当取締役を中心に決算説明会や個別面談、電話取材等、株主との建設的な対話実現を方針としております。また、対話により把握された株主の重要な意見・懸念等は取締役間で情報共有しております。

なお、インサイダー情報の管理に関しては「内部情報管理規程」を定め適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---------------------------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
有限会社武蔵	3,863,300	9.52
アークランドサカモト取引先持株会	2,066,448	5.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,980,600	4.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,516,600	3.73
坂本 勝司	1,510,354	3.72
坂本 洋司	1,234,754	3.04
坂本 晴彦	1,233,524	3.04
アークランドサカモト従業員持株会	1,145,448	2.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,071,500	2.64
ビーエヌワイエム アズ エージェンティ クライアantz 10 パーセント	960,400	2.36

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明
――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は上場会社であるアークランドサービスホールディングス株式会社の発行済株式を55.0% (議決権に対する所有割合) 保有しております。アークランドサービスホールディングス株式会社は、当社の外食事業部の営業を譲渡し分社したもので、当社から独立して独自の企業活動を行っております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩淵 浩	弁護士											
大室 康一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩淵 浩	○	独立役員として届出をしております。	弁護士としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を有しております。その専門性を見識を当社の経営に反映してもらうため、社外取締役に選任しております。 また、証券取引所が定める独立性に関する事項のいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

大室 康一	○	独立役員として届出をしております。	長年にわたる実業界での経験と経営全般にわたる豊富な実績に基づく高い見識を当社の経営に反映してもらうため、社外取締役を選任しております。 また、証券取引所が定める独立性に関する事項のいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
-------	---	-------------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定期会合は年3回開催。監査計画策定時、第2四半期監査時、期末監査時であります。その他随時会合は経営上重要な事項等が発生した場合に開催することとなっております。
監査役監査の実効性を高めるため、内部監査室と連携。具体的には、月1回程度は、お互いの部署での監査結果について意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村 敏明	税理士													
大西 秀亜	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

木村 敏明	○	独立役員として届出をしています。	税理士として税務に関する専門的な知識や経験のほか、財務及び会計に関する幅広い見識を当社の経営に反映してもらうため、社外監査役に選任しております。 また、証券取引所が定める独立性に関する事項のいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
大西 秀亜	○	独立役員として届出をしています。	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を当社の経営に反映してもらうため、社外監査役に選任しております。 また、証券取引所が定める独立性に関する事項のいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現状では考えておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社には、連結報酬等(当社の役員としての報酬等及び主要な連結子会社の役員としての報酬等)の総額が1億円以上の役員はいないため、個別報酬の開示は行っていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、2001年5月11日開催の第32回定時株主総会決議に基づく年額3億円以内(ただし、使用人給与は含まない)、監査役の報酬限度額は1987年12月19日開催の臨時株主総会決議に基づく年額200万円以内を限度に、当社の事業規模、業績、職務内容などを総合的に考慮して決定しております。

なお、取締役個々の報酬については取締役会において決定し、監査役個々の報酬については、監査役会にて協議の上決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

監査役職務を補助すべき使用人に関しては、必要に応じて専従のスタッフが選任され、その人事についてはあらかじめ監査役の同意を得ております。

また、情報伝達については取締役会あるいは監査役会が開催される以前に、総務部あるいは担当取締役より説明がなされております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
坂本 洋司	相談役	経済団体の役員、公益財団法人の理事長等の活動 (経営非関与)	[勤務形態] 常勤 [報酬の有無] 有	2010/02/20	定めなし
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			1 名		
その他の事項					

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・当社は、監査役会制度を採用しております。
 - ・当社の取締役会は、経営の機動性を勘案し、現在8名 (うち社外取締役2名) の体制を採っております。
 - ・取締役会は、経営に関する重要事項の審議・決定及び業務執行の監督を行う機関として原則月1回開催しております。取締役会については、若返り、活性化を図ることによって経営環境の変化に迅速な意思決定ができるよう努めております。
 - ・当社は、会社業務の執行に関する重要事項の審議・決定及び取締役会の事前審議機関として、「経営政策会議」を月1回以上開催し、経営上の重要案件の事前審議、進捗状況の把握を行っております。
 - ・監査役会につきましては、取締役会に対する牽制機能を十分に発揮することを主眼に3名のうち2名が社外監査役で構成されております。また、常勤監査役は、取締役会への参加の他、重要な案件については取締役会の前にそれぞれの該当会議に参加し、起案書・決裁書等重要書類の随時閲覧を行うなど、取締役会の監督、経営の監視を行っております。
 - ・監査役会は、原則月1回開催し、各監査役は監査役会が定めた監査方針、業務分担などに従い、取締役会や重要な会議への出席や重要書類の閲覧などを通じて、取締役の職務遂行について監査しております。また、常勤監査役は経営の妥当性の観点から店舗、営業所監査も実施しております。
 - ・経営の健全性を高めるために、社長直轄組織として「内部監査室」(担当者1名) を設け、管理部門、各事業本部、店舗、営業所及び子会社等の監査を計画的に行い、法令遵守、内部統制の実効性などを監査しております。
 - ・監査役は、会計監査人と適宜会合を開催し、監査の実効性を高めるよう努めております。また、内部監査室と随時会合を開催し、内部監査室は必要に応じて、監査役に対し報告を行っております。
 - ・社外監査役は、監査役会や取締役会等への出席を通して、直接又は間接に、会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることで、監査の実効性を高めております。
 - ・顧問弁護士には、法律上の判断を必要とする場合、随時専門的な立場からの助言を受けております。
 - ・会計監査人については、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けております。
- 業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 萩森 正彦、飯室 進康
監査業務に係る補助者の構成 公認会計士3名、その他8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、監査役会を企業統治の基礎とし、会計監査人並びに顧問弁護士等と連携し、リスク管理、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化を図ることにより、経営の透明性の確保、業務の適正性及び的確かつ迅速な意思決定が担保されていると考え、現在の企業統治の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第50回定時株主総会招集通知は、株主総会開催日の23日前（2019年4月23日）に発送いたしました。
招集通知（要約）の英文での提供	狭義の招集通知の英訳をホームページに掲載しております。
その他	招集通知の内容について、平易かつわかりやすい説明に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末、第2四半期決算発表時に決算説明会を実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、開示資料をホームページに同時掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員を選任し、総務部をIR担当部署として、IR事務連絡責任者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動規範」により各ステークホルダーとの関係において遵守すべき事項を規定しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について下記のとおり決定しております。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育・研修等を行う。内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを総務部に設置し運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、管理本部担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、管理本部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。新たに発生したリスクについてはすみやかに担当部署を定める。内部監査室がグループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理本部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

反社会的勢力との関係を遮断し、毅然とした態度で組織的に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、社長以下役付取締役等をメンバーとする経営政策会議を毎月1回以上開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

また、取締役会において月次・四半期業績実績のレビューを行い、改善策を検討・立案する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要なグループとしての規範・規則をグループ規程類として整備する。

また、当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。

代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従いグループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これには、グループ各社の取締役に対し取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備が含まれる。

内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。

監査役は、監査役自ら又は監査役会を通じて当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査室と緊密な連携等の確な体制を構築する。

グループ各社の自主独立性を尊重するとともに、関係会社規程に従い、各社から業務に関する定期的な報告・連絡などを受ける。

当社グループの業務運営及びリスクマネジメントに関する制度・規程を整備し、この制度・規程を適切に運用することにより、グループの業務の健全性及び効率性の向上を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役の要求があった場合には、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置く。監査役スタッフは監査役の指揮命令に従うものとし、その旨を役員及び従業員に周知する。監査役スタッフの人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。

当社は当社の取締役又は使用人等が子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者から報告を受けたときは、すみやかに当社の監査役に報告する体制を整備する。

常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営政策会議議事録、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。

当社は、報告を行った者に対して当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

監査役の職務遂行に必要な費用は、当社が負担する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した会計監査人に意見の交換を求めるなど必要な連携を図っていくこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係をもたないこと、反社会的勢力に屈することなく法律に即して毅然と対応すること、反社会的勢力に対して資金提供を行わないこと等を基本方針とし、反社会的勢力の排除、関係遮断に向けて全社をあげて取り組みます。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では「行動規範」第25条（反社会的勢力排除の基本方針）において、経営トップが反社会的勢力との関係遮断を宣言し、一切の関係を持たないこと及び資金提供を行わないこと等を掲げております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、すみやかに担当部署に報告し、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り関係を遮断する体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

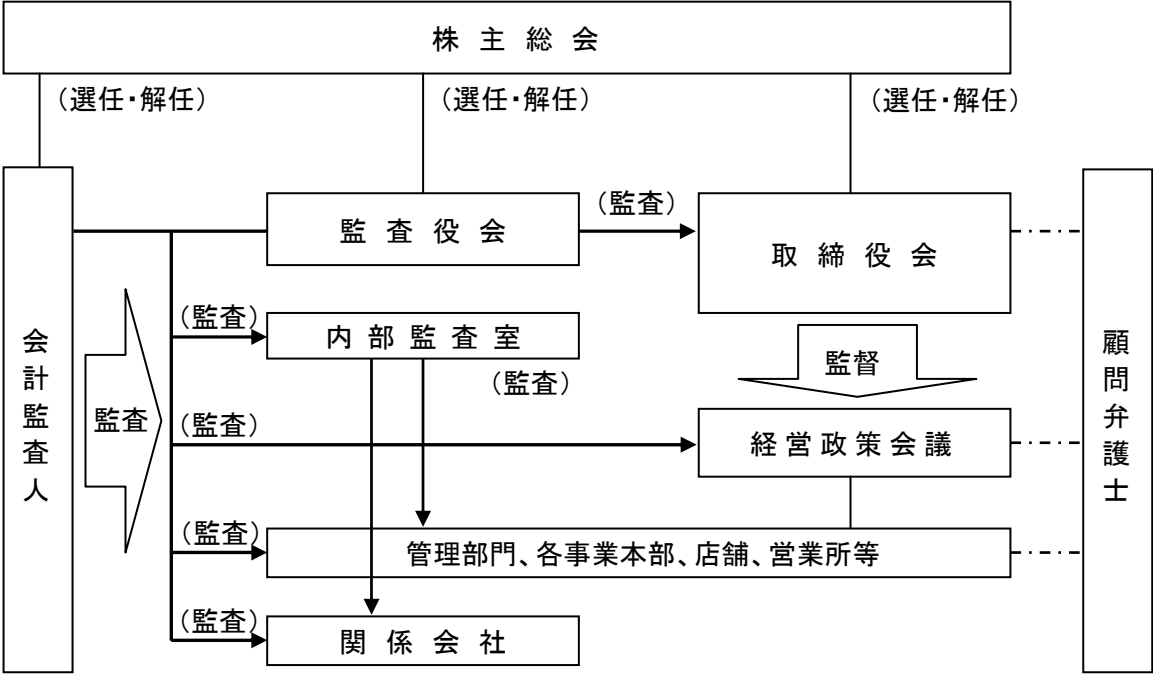
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<適時開示体制の概要>

当社は、金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所が定める適時開示等に関する規則に該当する情報等（決定事実に関する情報、発生事実に関する情報、決算に関する情報及びその他の重要事実等の会社情報（子会社の会社情報を含む））を適時適切に開示するために、社内規程（「内部情報管理規程」）に従って、会社情報を以下のように取り扱っております。

- ・当社及び子会社において適時開示の対象となる会社情報が発生した場合は、速やかに総務部へ報告する体制となっております。
- ・会社情報は、総務部が集約・総括し、情報開示に至るまではインサイダー取引防止を含め、内部情報管理を徹底しております。
- ・会社情報の報告を受けた総務部は、速やかに情報取扱責任者（情報開示担当役員）へ報告します。
- ・開示すべき重要事実該当するかどうか疑わしき場合は、総務部及び経理部が協議し、情報取扱責任者（情報開示担当役員）がこれを決定します。
- ・開示時期はできる限り早期に行うことを原則とし、総務部及び経理部の協議に基づき、情報取扱責任者（情報開示担当役員）が決定します。
- ・情報取扱責任者（情報開示担当役員）は、決定事実に関する情報及び決算に関する情報については代表取締役社長に報告し、取締役会承認後遅滞なく適時開示を行います。発生事実に関する情報は発生後遅滞なく適時開示を行います。
- ・会社情報の適時開示は、情報取扱責任者（情報開示担当役員）の指示により、総務部がTDnet登録、資料投函、記者会見、自社ホームページへの掲載などにより行います。

【模式図】 現状のコーポレートガバナンス体制



【模式図】適時開示に係る社内体制

